



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(52) 7300・7301 FAX(52) 7311
 編集責任者 村澤 幸二

平成26年度 全国労働衛生週間



1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第65回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

業務上疾病の被災者は、長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっています。一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が平成25年は53.0%と職場での健康リスクは依然として存在していることから、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことや、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは引き続き重要な課題となっています。

さらに、化学物質による健康障害等の防止のため、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート(SDS)等を通じて入手した危険有害性等の情報に

基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底も課題となっています。こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成26年6月25日に公布されました。

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止推進計画が実施されており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、それぞれ具体的な数値目標を設定しているところであり、さらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。

このような観点から、本年度のスローガンを次のとおり決定して、全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

平成26年度「全国労働衛生週間」スローガン

『みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理』

2 各事業場における本週間中の実施事項

- (1) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (2) 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- (3) 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- (4) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (5) 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

3 期間

本週間は、平成26年10月1日から10月7日まで。
 全国労働衛生週間の実効を上げるため、平成26年9月1日から9月30日までが準備期間です。

鳥取県内で働くすべての方へ！

確認しましょう！最低賃金

時間額664円 ⇒ 677円
 (10月8日から)



鳥取県の現行の最低賃金664円から13円アップ↑

【発効日：平成26年10月8日(水)】

パートやアルバイトなどの雇用形態にも適用されます。
 ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室(☎0857-29-1705)までお問合せください。

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は次の7項目あり、各項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1 化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日：平成28年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質^{※1}による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施^{※2}が事業者の義務となります。

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

※2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

○事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務^{※3}があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務^{※4}となります。

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※4 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

○上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング)をご活用ください！

○「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

○使用されている化学物質の安全データシート(SDS)をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

2 ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日：平成27年12月までに施行される予定(今後政令で規定)

○常時使用する労働者に対して、医師、保健師等^{※1}による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)^{※2}を実施することが事業者の義務となります。(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)

※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

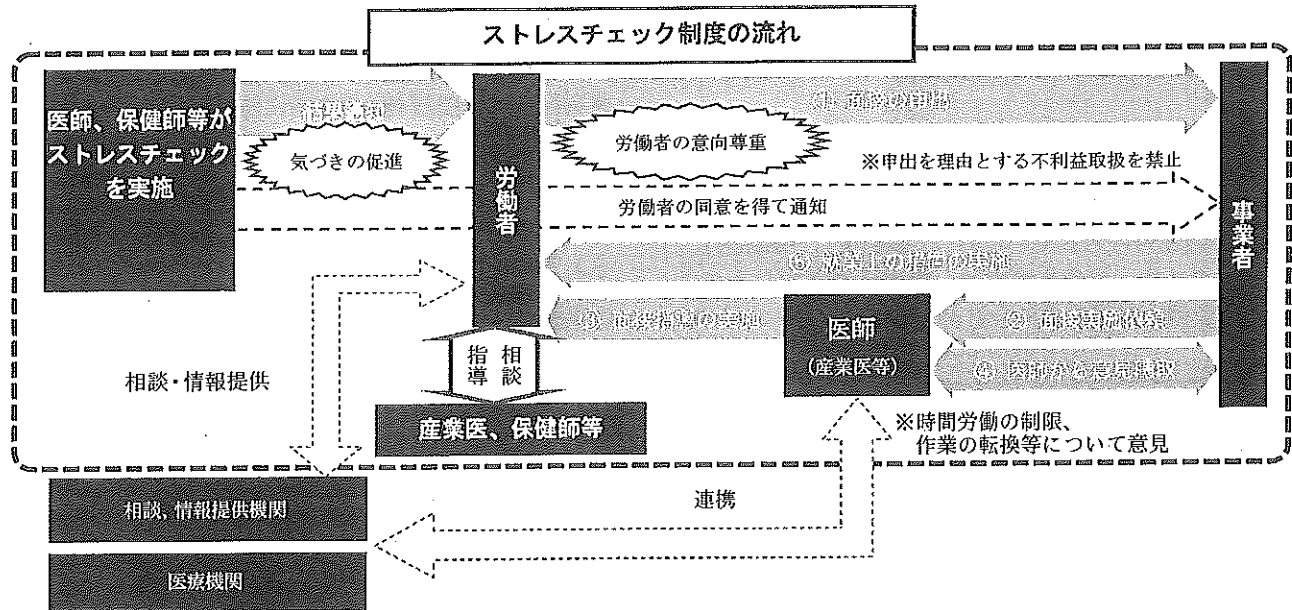
○検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

○検査の結果、一定の要件^{※3}に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

○面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置^{※4}を講じることが事業者の義務となります。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国47か所）をご活用ください！

○事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

3 受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日：平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※を講じることが事業者の努力義務となります。

※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

○中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成（上限200万円）を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

4 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

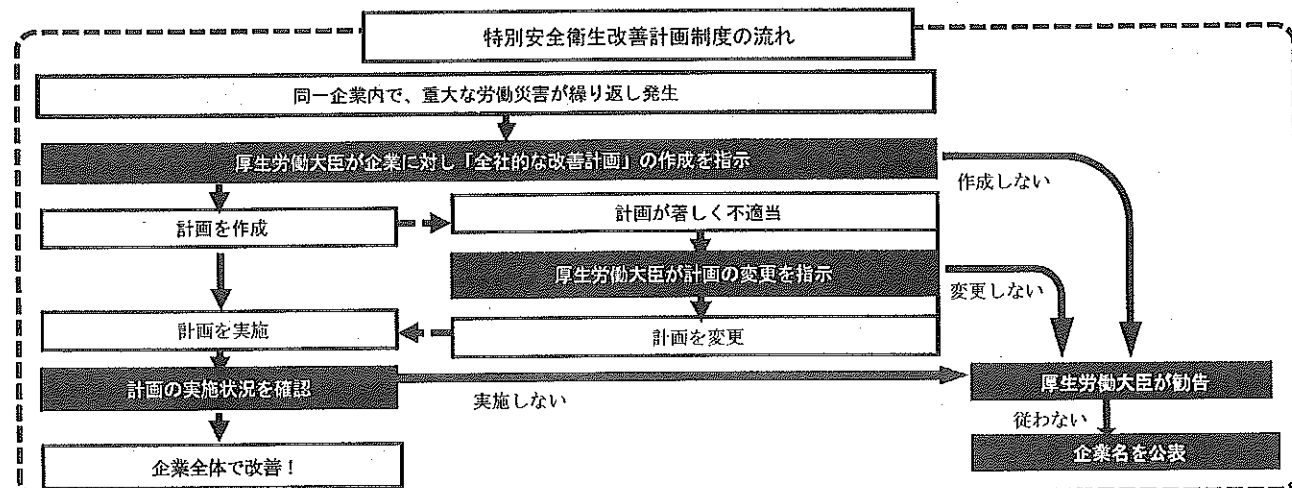
■施行日：平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○重大な労働災害^{※1}を繰り返す企業^{※2}に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるようになります。

※1 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。

※2 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

○計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができるようになります。



5 法第88条第1項の届出を廃止します

■施行日:平成26年12月までに施行される予定(今後政令で規定)

○規模の大きい工場等[※]で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

※届出が義務付けられていたのは、製造業(一部除外)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場。

現行	見直し後
機械等の事前届出規制 ①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出	機械等の事前届出規制 廃止 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出

6 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日:平成26年12月までに施行される予定(今後政令で規定)

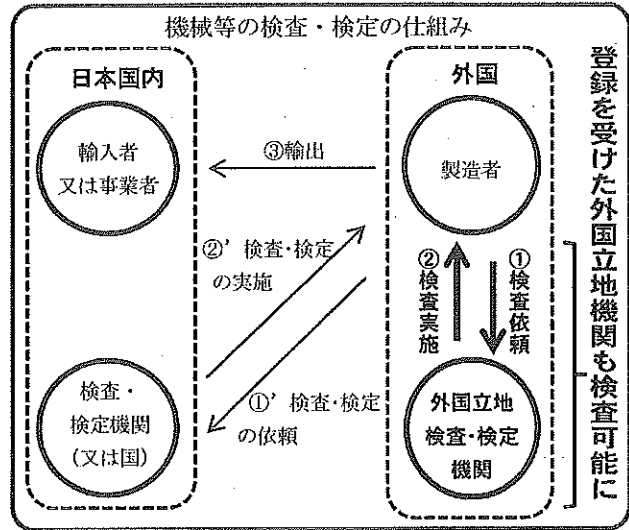
7 外国に立地する機関も検査・検定期間として登録ができるようになります

■施行日:平成27年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

○ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

○登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません。[※]

※労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要あり。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

「改正労働安全衛生法」説明会のご案内

「改正労働安全衛生法」についての説明会は、下記のとおり県下3カ所11回にわたって開催しますので、是非ご参加下さいませようご案内します。

【開催日時・会場等】

各説明会等の名称	日時	場所	定員	申込先
化学物質等による健康障害防止対策、改正労働安全衛生法に係る説明会	9月26日(金) 10:00~12:00	米子食品会館 新館1階大ホール(米子市旗ヶ崎2030)	200名	A
「労働災害を未然に防ぐ職場づくり」講習会	9月26日(金) 13:30~15:30	米子食品会館 新館1階大ホール(米子市旗ヶ崎2030)	200名	A
化学物質等による健康障害防止対策、改正労働安全衛生法に係る説明会	9月29日(月) 10:00~12:00	さざんか会館 5階大会議室(鳥取市富安2丁目104-2)	240名	A
「労働災害を未然に防ぐ職場づくり」講習会	9月29日(月) 13:30~15:30	さざんか会館 5階大会議室(鳥取市富安2丁目104-2)	240名	A
化学物質等による健康障害防止対策、改正労働安全衛生法に係る説明会	10月2日(木) 10:00~12:00	倉吉交流プラザ 視聴覚ホール(倉吉市駄経寺町187-1)	150名	A
「労働災害を未然に防ぐ職場づくり」講習会	10月2日(木) 13:30~15:30	倉吉交流プラザ 視聴覚ホール(倉吉市駄経寺町187-1)	150名	A
産業保健セミナー	10月8日(水) 14:00~16:00	県民ふれあい会館 大研修室(鳥取市扇町21)	30名	B

産業保健セミナー	10月10日(金) 14:00~16:00	米子コンベンションセンター 5階第4会議室(米子市末広町294)	30名	B
産業保健セミナー	10月15日(水) 14:00~16:00	倉吉未来中心 セミナールーム1(倉吉市駄経寺町212-5)	30名	B
労働法規(改正労働安全衛生法を含む)研修会	10月29日(水) 13:15~16:30	米子食品会館 旧館 2階多目的ホール(米子市旗ヶ崎2030)	60名	C
労働法規(改正労働安全衛生法を含む)研修会	11月11日(火) 13:30~16:45	鳥取県労働基準協会 2階会議室(鳥取市若葉台南1丁目17番地)	100名	D

【参加申込先】

区分	主催者	連絡先等
A	鳥取労働局労働基準部健康安全課	鳥取市富安2丁目89-9 (TEL 0857-29-1704)
B	鳥取産業保健総合支援センター	鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6F (TEL 0857-25-3431)
C	(一社)鳥取県労働基準協会	鳥取市若葉台南1丁目17番地 (TEL 0857-52-7300)
D	(一社)鳥取県労働基準協会東部支部	鳥取市若葉台南1丁目17番地 (TEL 0857-52-5060)

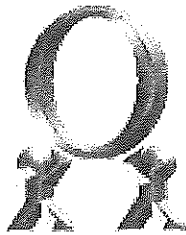
※ なお、各説明会への参加については、事前の申込が必要ですので、参加希望の方は、各主催者の連絡先へお問合せください。

平成26年度の『「ゼロ災^{ゼロ}55」無災害運動』について

運動期間:平成26年11月7日～12月31日

「ゼロ災55」無災害運動は、労働災害防止に係る鳥取県内の独自の取組であり、平成元年度から毎年実施しており、平成元年度(第1回)から平成17年度(第17回)までの実施期間は、毎年11月7日から年末の12月31日までの55日間で展開していましたが、平成18年1月に死亡労働災害が多発したことを受けて、平成18年度(第18回)から平成25年度(第25回)までは、毎年11月7日から1ヵ月間を準備期間として設定し、12月8日から翌年1月31日までの55日間を本運動期間として実施してきたところであります。

今般、昨年度(第25回)を一つの節目として、平成26年度(第26回)からは原点に立ち返り、毎年11月7日から年末12月31日までの55日間を本運動期間に改め、年末にかけての集中的な取組として展開することといたしましたので、ご案内いたします。



○「ゼロ災55」5つの柱

- 1 墜落・転落災害防止対策の推進
- 2 転倒災害防止対策の推進
- 3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- 4 交通労働災害防止対策の推進
- 5 健康確保対策の推進

○「ゼロ災55」期間中における各事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- (2) 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施

- (3) 定常・非定常作業における作業手順の見直し
- (4) 積雪・凍結時における安全対策の徹底
- (5) 効果的な安全衛生教育の実施
- (6) 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- (7) 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- (8) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動、危険予知活動の推進と活性化
- (9) 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- (10) 健康診断と事後措置の実施
- (11) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- (12) 心の健康づくり計画の策定
- (13) 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」パンフレット等による安全衛生意識の高揚
- (14) 年末無災害運動推進大会等の実施

○『「ゼロ災55」無災害運動』スローガンについて

平成26年度(第26回)の本運動のスローガンの募集は、鳥取労働局のホームページ等でご案内し、去る7月1日から同月31日までの間公募したところ、1,371作品(昨年は1,355作品)の応募があり、その中から次の作品が選定されましたので、お知らせします。

「一人のヒヤリは みんなのヒヤリ ヒヤリを活かして55ゼロ災」(王子製紙(株)米子工場 松田大樹さんの作品) 皆様、多数のご応募、誠にありがとうございました。

安全衛生に係る優良事業場又は功労者に対する厚生労働大臣表彰及び鳥取労働局長表彰

厚生労働省及び鳥取労働局では、全国安全週間(7月1日～7日)の行事の一環として、安全衛生活動へ積極的に取り組んでいる事業場及び個人の表彰を決定し、去る7月1日(火)に鳥取労働局4F大会議室において「平成26年度安全衛生に係る表彰式」を執り行いました。

地域、団体等における安全衛生活動において指導的立場にあり又は安全衛生関係の業務に従事し、当該地域、関係事業場等の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた個人に対する厚生労働大臣功績賞と、地域の中で安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場に対する鳥取労働局長奨励賞について、それぞれ河野純伴鳥取労働局長から表彰状の伝達及び授与がなされました。

平成26年度の受賞者は、次の事業場及び個人の方々です(敬称略)。

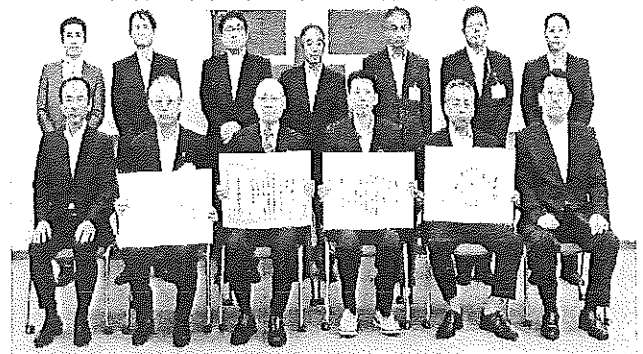
【厚生労働大臣功績賞】

- 勝原 毅(鳥取地区プレス災害防止協議会 前会長) …写真前列左から2人目
- 川崎寛中(独立行政法人労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センター 所長) …写真前列左から3人目

【鳥取労働局長奨励賞(安全確保対策)】

- 株式会社トリーカ 青谷工場(鳥取市) …写真前列右から3人目
- KBフクスケ株式会社 鳥取工場(琴浦町) …写真前列右から2人目

平成26年度 安全衛生に係る表彰式



受賞者の皆様と河野鳥取労働局長(前列左端)並びに労働基準部幹部と健康安全課職員

正しく使っていますか？ 職場の化学物質

～化学物質による労働者の健康障害を防止するため、労働衛生対策をお願いします～

印刷事業場で化学物質を使用していた労働者が胆管がんに罹患していた事案が発生しており、化学物質による健康障害防止が全国的な課題となっています。

鳥取労働局では、今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針を県内の関係団体の皆様に対して通知し、化学物質による労働者の健康障害の防止を図るため、下記の労働衛生対策を講じていただくことを指導するようお願いしました。

化学物質を使用する事業場におかれましては、適切な労働衛生対策の実施をお願いします。

《労働衛生対策（抜粋）》

1 安全衛生管理体制の確立

衛生管理者等の選任、雇入れ時・作業変更時の教育の実施、安全データシート（SDS）の内容の労働者への周知等

2 有機溶剤対策

局所排気装置等の設置、有機溶剤作業主任者の選任、作業環境測定の実施、呼吸用保護具の着用等

3 特定化学物質対策

密閉装置・局所排気装置等の設置、特定化学物質作業主任者の選任、作業環境測定の実施、呼吸用保護具・保

護衣等の備え付け、休憩室・洗浄設備の設置等

（特定化学物質とは、がん、皮膚炎、神経障害などを起こすおそれのある物質、大量漏洩により急性中毒を起こす物質で、エチルベンゼン、マンガンなどが対象となっています。）

4 がん原性指針物質対策

作業工程・作業方法の改善、労働者に対する労働衛生教育の実施、作業記録の作成と保存等

（がん原性指針物質とは、がんを起こすおそれのある化学物質で、ジクロロメタンなどが対象となっています。）

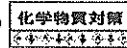
5 安全データシート（SDS）対象物質対策

化学物質を入れた容器等に対する事業場内表示、安全データシート（SDS）の事業場内掲示の実施、適切なリスクアセスメントの実施等

【問い合わせ先】鳥取労働局労働基準部健康安全課

☎ 0857-29-1704）又は各労働基準監督署まで。

なお、本件通知の全文及び化学物質対策に関する情報は、鳥取労働局ホームページの



http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

厚生労働省ホームページの「職場のあんぜんサイト」

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/> からどうぞ！

増加中の労働災害に歯止めを!!

平成26年の上半期は、労働災害の発生が増加していることから、鳥取労働局では「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を8月19日に公表し、転倒災害等に対しては安全意識の高揚による災害の撲滅を目指すための取組を示すとともに、引き続き死亡災害の防止対策を講じるよう当協会や労働災害防止団体等に要請しました。

～「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」(抜粋)～

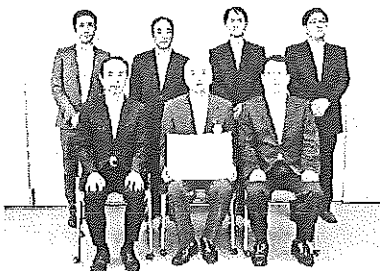
- ① 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施し、全ての職場において5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の徹底を図ること。
- ② 安全管理者等の選任義務のない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること。
- ③ 雇入れ教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。

「鳥取県日野建設業協会の浅川三郎前会長に対し、鳥取労働局長の感謝状を贈呈」

鳥取労働局長の感謝状は、多年にわたり労働基準行政の推進に協力され、顕著な功績を挙げた方々に対して、これを贈りその労をねぎらうものです。

平成26年4月28日（月）に開催された一労働基準行政関係功労者表彰式

一般社団法人鳥取県日野建設業協会の平成26年度総会をもって会長を退任された浅川三郎氏に対し、同年7月1日（火）に鳥取労働局庁舎4F大会議室において「労働基準行政関係功労者表彰



浅川前会長（前列中央）と河野局長（前列左）並びに労働基準部の幹部

式」を執り行い、河野純伴鳥取労働局長から感謝状を贈呈いたしました。

【浅川三郎氏（(一社)鳥取県日野建設業協会前会長）の功績】

同氏は、平成21年5月より(社)鳥取県建設業協会日野支部の支部長として就任し、その後平成23年5月より(一社)鳥取県日野建設業協会の会長として3年間同協会の運営に貢献され、支部並びに同協会の事業のほか、安全講習会・パトロールの実施等により労働災害の防止活動を通じて、地域の企業やそこに働く方々の安全衛生意識・水準の向上に努められ、長年にわたり労働基準行政の推進に貢献されました。



「業務改善助成金」のご案内 (中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金)

対象	事業場内最低賃金が時間額換算で800円未満の労働者がいること。
支給要件	事業場内で最も低い労働者の賃金を40円以上引上げる賃金引上げ計画を立て、かつ、労働能率の増進に資する設備の導入等の業務改善計画を作成し、労働局長の交付決定後にこれらを実施すること。
助成率	支給額は業務改善に要した経費の2分の1、(※30人以下の小規模事業者は4分の3)、上限は100万円です。

～助成金の対象となる経費の例～

- 労働能率の増進のための設備・機器の導入
 - 生産管理・在庫管理システム(ソフトを含む)の構築費用
 - 作業効率・安全性向上のためのレイアウト変更費用
 - 生産拡大、新商品開発、コスト削減のための設備投資等
 - 新設備導入に必要な労働者の操作研修費用等
 - 賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費
 - 就業規則の作成や改定のための社会保険労務士の手数料
- ※通常の経済活動経費、運転資金は助成の対象外です。

～助成金の活用事例の紹介～

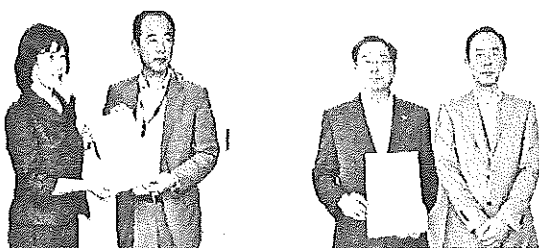
業種	業務改善内容	業務改善計画の内容
家具・装備品製造業	バンタイプ車両1台の購入	バンタイプの4WDオートマチック車を購入し、雪道が多い山間地への商圏の拡大と1回あたりの輸送量を増加し、労働能率の向上を図る。
サービス業	①サーバー導入型の給与ソフトの導入、パソコン1台導入、 ②タブレット端末2台導入	①給与計算業務の効率化のため、給与ソフトをバージョンアップし、サーバー導入型の給与ソフトを導入、パソコンを1台から2台に増設、これらのパソコンでシステム構築を行い、データの一元管理をして、時間短縮を行う。 ②タブレット端末を導入し、顧客先及び営業において、先方のニーズに即応した新たなサービスを提供し、業務の拡大を行う。
設備工事業	ミニショベルの購入	ミニショベルを使用する際はレンタルに頼っていたため、これを自社で購入することにより、いつでも使用が可能となり、時間的なコストの削減につながる。また、今後比較的小規模な工事の受注の増加も予想されるため、ショベル自体もスリムな車幅で狭いところの作業も可能になり、業務効率が向上する。

「くるみん」認定企業が増加中!

次世代育成支援対策推進法では、各企業で仕事と子育ての両立を図るために、一般事業主行動計画を策定していただいています。

この策定した計画の目標を達成し、一定要件を満たすと「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

認定を受けると“くるみん”マークを名刺や自社商品



備い稲井幾子取締役副社長(左)と河野局長
シャープ米子備堀田光宏取締役総務部長(左)と河野局長

等に表示することができ、「子育てサポート企業」として社内外に広くPRすることができます。

平成26年5月に「株式会社いない」(第10号)、7月に「シャープ米子株式会社」(第11号)が認定され、鳥取県内における認定企業は11社となりました。

育児休業制度等に関する周知を通じた「男女労働者の育児休業取得促進」を図ることに加え、前者は「所定外労働の削減」等、後者は「年次有給休暇の取得推進」等に取組まれました。

こうした取組の結果、両認定企業では、女性労働者だけではなく男性労働者の育児休業取得者を輩出しています。

皆様方の企業でも、是非、仕事と子育ての両立支援に関する取組を進めて「くるみん認定」を目指しましょう!

詳しくは、鳥取労働局雇用均等室(☎0857-29-1709)までお問い合わせください。



中小企業事業主向け 業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を図るため、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善(業務場内で最も低い時間給(除く未達を40円以上引上げ)を業務改善(パソコンの増設や、機器の購入など)により実現)。

業務改善(業務改善費から、従業員30人以下の小規模事業者については、労務士の手数料の4分の3を助成資金として取りました。上限総費用は、企業規模が30人以下の場合のみ)。

応援します! がんばる中小企業。

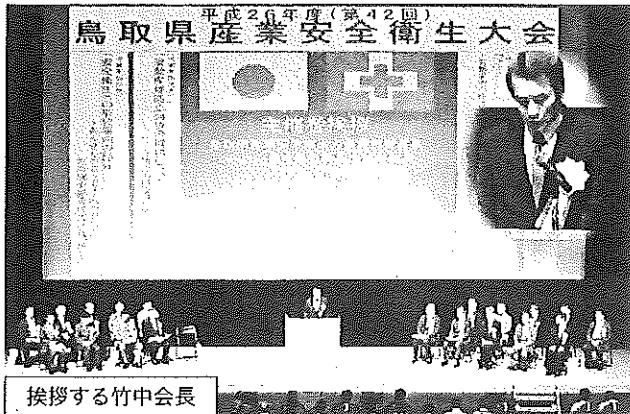
(☎) 厚生労働省 鳥取県労働基準部 中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金

本助成金の申請・相談は、鳥取労働局労働基準部賃金室(☎0857-29-1705)までお問い合わせください。

協会本部だより

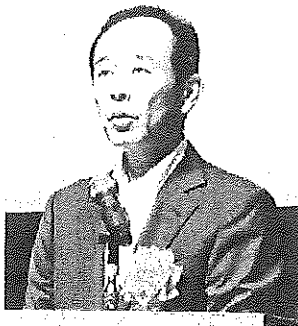
平成26年度 (第42回) 「鳥取県産業安全衛生大会」開催

全国安全週間の取組の一環として、去る7月3日(木)に県中部の「倉吉未来中心大ホール」において平成26年度(第42回)鳥取県産業安全衛生大会が盛大(参加者約400名)に開催されました。

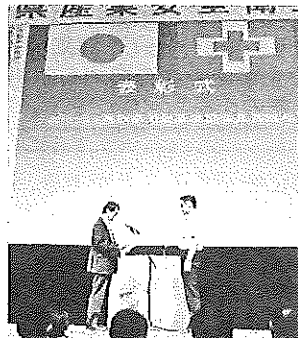


挨拶する竹中会長

第1部「式典」では、主催者を代表して竹中由紀夫鳥取県労働基準協会長が「この大会を契機に、安全衛生の慣れや過信を一扫し、労使一体となった日々の安全衛生活動を推進することにより、労働災害の撲滅に一層取り組まれることを期待する」と挨拶し、来賓の鳥取県知事(代理)からの祝辞並びに河野純伴鳥取労働局長から「本日を契機に、今一度、日頃の安全活動の再点検と着実な実行に努めていただき、労働災害の着実な減少と安全・安心な職場づくりが進展するよう祈念します」と祝辞の中で安全衛生の取組の認識について参加者に呼び掛けました。



祝辞を述べる河野局長



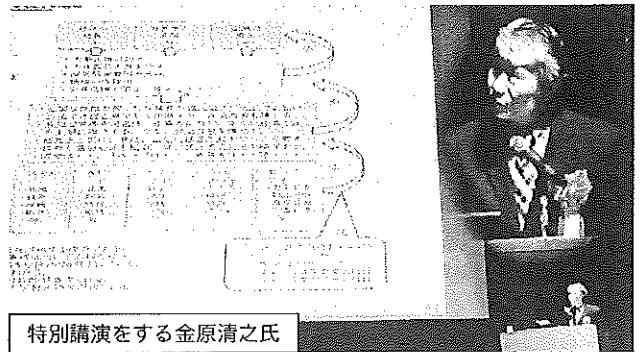
安全衛生関係等表彰式

また、各労働災害防止団体等から安全衛生や無事故永年勤続者の方々に対する表彰が行われました。

なお、当協会関係では、次の方々を受賞されました。

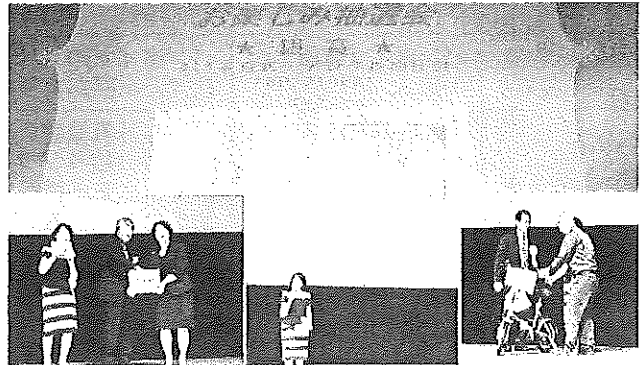
<p>★労基協会長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本通運(株)鳥取支店 (鳥取市) ○(株)ジェイアール西日本米子メンテック米子営業所 (米子市) ○オグラ建設(株) (北栄町) (衛生関係) ○中国電力(株)鳥取支社 (鳥取市) 	<ul style="list-style-type: none"> ○日成工業(株) (日吉津村) ○岩世自動車工業(株) (倉吉市) <p>★労基協会東部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水野商事(株) (鳥取市) (衛生関係) ○(株)ファイナル (鳥取市) (無事故永年勤続者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○田村裕之氏 ほか32名 <p>★労基協会西部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(株)平井組 (大山町) (衛生関係) ○(株)共立製缶工業 (米子市) (無事故永年勤続者) ○船田悦子氏 ほか68名 	<p>★労基協会中部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東陽陸運(株) (倉吉市) (衛生関係) ○倉吉環境事業(株) (倉吉市) (無事故永年勤続者) ○宮口哲朗氏 ほか41名
---	--	--	--

その後、第2部「講演」に移り、県内企業の活動事例発表において、境港海陸運送(株)総務部の森啓蔵課長が「受動喫煙防止対策の取組について」を、また、大同端子製造(株)改善推進室の西田幸司室長が「安全衛生への取組事例紹介～あんぜんプロジェクトへの参加～」をそれぞれ説明し、特別講演として、労働安全・衛生コンサルタントの金原清之氏が「『ニュー5S』を職場に！～労働災害の防止を5つのS (Skill, Speed, Science, Spirit, Safety) の視点から考える。～」と題して、新しい視点からの労働災害の防止を考える講演をしていただきました。



特別講演をする金原清之氏

終盤、協会中部支部の森安孝文安全管理部会長が起草した大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓い合った後、第3部「お楽しみ抽選会」で盛り上がり閉会しました。



お楽しみ抽選会の様子。金賞は「自転車」

なお、本大会に会員各位の多数のご参加をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

また、次回の平成27年度(第43回)大会は、平成27年7月3日(金)に県西部の米子会場(米子市文化ホール)での開催を予定しています。



大会宣言

鳥取県内における労働災害は、二年連続して減少したものの、第12次労働災害防止推進計画の初年度の数値目標は達成できなかったところであり、今後の動向は、予断を許さない状況にある。

一方、労働者の健康を取巻く環境を見ると、一般定期健康診断の結果で何らかの所見がある方の割合が約五割と高く、また、労働環境や就業形態の変化等により、仕事や職業生活に関する強い不安・悩み・ストレスを感じる労働者の割合は、高水準で推移しており、労働者の心身両面にわたる健康問題は一層深刻化を増している。

さらに、職業性疾病については、負傷による腰痛が依然多く、熱中症や化学物質などによる疾病も後を絶たない状況にある。

いかなる経済情勢下にあっても、「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」。

全ての関係者がこの意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任のある行動を取ることに、誰もが安心して健康に働くことができる社会を目指すとともに、受動喫煙防止対策の取組や自主的な安全衛生活動の促進をはじめ、「ニュース」という新しい視点からの労働災害防止活動も参考とし、「全員参加」による労使一体となった安全衛生活動を推進しなければならぬ。

今般、「みんなであつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害」をスローガンとして展開する全国安全週間中に開催された本大会を契機に、第12次労働災害防止推進計画の二年目の目標達成に向けて、全ての関係者がその意識を共有し、安全・健康・快適な職場の実現を目指し、最大限努力することをここに誓う。

右宣言する。

平成二十六年七月三日

第四十二回鳥取県産業安全衛生大会

労働安全衛生関係

免許試験日程(学科)

平成26年10月から平成27年3月までの試験日程は次の通りです。受験資格については、中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955

福山市新涯町2-29-36

電話084-954-4661

に照会して下さい。

試験日時(学科)

Table with columns for exam type, year (Heisei 26 and 27), month, and start/end times. Rows include various technical and safety-related exams like boiler operators, crane operators, and safety managers.

(注) 1 試験日程欄の数字は、学科試験の日を示しています。試験の種類欄に★印のあるものについては、実技試験があります。 2 限定免許解除試験で、クレーン限定解除(床上運転式限定解除を含む。)の終了時間は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時間は15:30です。

第73回 2014 in 広島 全国産業安全衛生大会開催のご案内

開催期間 10月22日(水)～10月24日(金)

標記大会は、毎年、全国各ブロック持ち回りで開催されていますが、本年は中国・四国ブロックの広島市で9年ぶりに開催されます。第1日目は、午後から総合集会が開催され、厚生労働省幹部や元マラソンランナーの有森裕子氏の講演が行われ、第2日、3日目は、労働災害防止や健康づくりに関連するテーマごとの分科会において、事業場の研究発表や事例報告、人材育成に関する講演等が行われます。本大会は、鳥取県内の各事業場において、安全衛生水準の向上を図る上で良い機会ですので、奮ってご参加いただきますようご案内いたします。

1. 会場

広島県立総合体育館（広島市中区元町4-1）他4会場
（希望者には案内書送付）

2. 参加申込

参加申込書（案内書にも添付）を（一社）鳥取県労働基準協会（〒689-1112鳥取市若葉台南1-17、Tel.0857-52-7300）へ郵送又はファックス（0857-52-7311）で申込み下さい。

3. 参加料

一般会員 12,900円、中災防賛助会員 6,400円
参加申込書ご提出後、当協会より参加券、請求書をお送りしますので、請求書到着後、指定の口座にお振込み下さい。

4. 申込締切

平成26年10月8日（当協会仕立てのバスを利用される方は同年10月2日）。宿泊等につきましては、各自でご手配下さい。予約が遅れますと希望通りになりませんので中災防が契約している各旅行社を通じて、早めに申込み下さい。（申込み方法は、案内書に明記）

5. 協会仕立てのバス利用

当協会において、本大会参加経費の一部を負担すべく、会場までのバスを仕立てることといたしました。利用される方は、協会まで申込み下さい。

6. お問い合わせ先

上記2. の申込先の（一社）鳥取県労働基準協会



中災防創立50周年
第73回
全国産業安全衛生大会

安全と健康を守る
これからの人づくり

日程 10月22日(水) → 10月24日(金)

会場 総合集会 10月22日
広島県立総合体育館
分科会 10月23日、24日
広島県立総合体育館

講演者 「まごじき努力に
～感動を伝える育て方～」
有森 裕子
元マラソンランナー

協賛 JISMA 中災防

TEL. 03-3452-6122 <http://www.jispa.or.jp>

残留リスク情報から始める 機械災害防止対策研修

主催：中央労働災害防止協会

協力開催：（一社）鳥取県労働基準協会

平成24年4月に施行された労働安全衛生規則の改正により、機械メーカー等（輸入業者、建設業者を含む）に「残留リスク情報の作成・通知」が努力義務化されたことを踏まえ、機械メーカー等が提供する「残留リスク情報」を機械使用事業場がどのように効果的に活用し、労働災害防止に結びつけるか、そのノウハウを分かりやすく伝える研修です。

日時 平成26年11月6日（木）
9時30分～16時35分

会場 米子コンベンションセンター 第3会議室

対象者 製造現場の設備担当者、安全担当者、管理監督者、経営者等

内容 ①機械安全に取り組む必要性と機械安全化の仕組み ②残留リスク情報の読み方 ③残留リスク情報を活かした作業手順書の作成 ④机上演習・グループ討議「残留リスク情報の活用」 ⑤「安全な機械」を導入するために

参加料 ～中小規模事業場に対する割引サービスが適用～
一般：19,540円

中災防賛助会員：18,000円

申込方法 このたび、同封している「参加申込書」か（一社）鳥取県労働基準協会ホームページ <http://www.totori-rouki.or.jp/> に掲載の「参加申込書」により当協会へ申込みください。

東部支部だより

研修会・特別教育等開催のお知らせ

鳥取県労働基準協会東部支部

鳥取県労働基準協会東部支部では、12月までに次の研修会や特別教育等の開催を予定しています。希望される研修会や特別教育等については、積極的に受講していただきますようご案内申し上げます。

なお、各研修等の募集案内については、随時、ホームページ「鳥取県労働基準協会」に掲載してお知らせします。

おって、従来、部会役員限りの研修として開催しておりました研修を、「会員サービス特別企画」として位置づけ、次の④に掲げましたように会員事業場には無料で受講できる研修としました。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

① 建設業雇用管理研修（無料）

日時 9月24日（水）9：00～16：00

場所 鳥取県労働基準協会会館

対象 建設業

② 5トン未満クレーン特別教育

日時 学科：10月9日（木）・10日（金）

実技：10月11日（土）予備日12日（日）

いずれも9：00～17：00

場所 学科：鳥取県労働基準協会会館

実技：大鳥機工（株）

③ 自由研削といし取替え試運転特別教育

日時 学科：10月27日（月）

実技：10月28日（火）

いずれも9：00～17：00

場所 鳥取県労働基準協会会館

（以下、④から⑦の研修、特別教育の開催場所はすべて鳥取県労働基準協会会館につき、掲載を割愛。）

④ 会員サービス特別企画

～そこが知りたい～

労務・安全衛生・労災なんでも研修

日時 11月11日（火）13：30～16：45

研修内容

- ・労働トラブル発生の概況とトラブル防止上の留意点
- ・会社都合による休業と休職に関する留意事項
- ・通勤と労働時間との境界域に関する判断の仕方
- ・労働安全衛生法等の改正点
- ・安全衛生リスクアセスメント導入のポイント
- ・安全衛生委員会の運営並びに活動の仕方と好事例
- ・自動車事故を中心とした第三者行為災害と労災保険給付
- ・過重労働と脳心疾患
- ・改正高齢者雇用安定法への対応と定年再雇用でのモチベーションの維持
- ・60歳定年継続雇用制度の基準と鳥取県の現状 ほか

⑤ 社会福祉施設安全衛生管理研修会

日時 11月20日（木）13：00～16：40

⑥ KYT（危険予知訓練）研修

日時 12月4日（木）9：00～16：00

⑦ 酸素欠乏等危険作業従事者特別教育

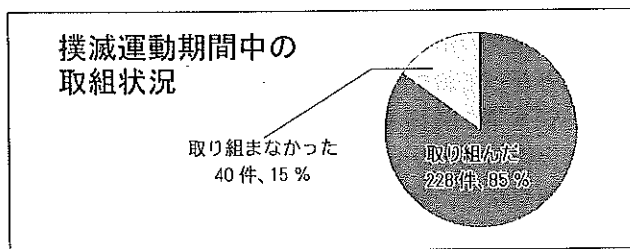
日時 12月17日（水）9：00～16：00

える化）すること、安全に対する取組・意識を見える形にして共有化すること等を言い、これらの取組をもとに自主的な安全管理活動を積極的に展開するものです。

安全の「見える化」活動をはじめ、今回の撲滅運動実施期間中の各事業場の災害防止に係る取組の状況について、鳥取県労働基準協会西部支部ほか各災害防止団体（7団体）を通じアンケートを実施したところ、全会員事業場の約36％に当たる268事業場からご回答を頂き、その結果を次のとおり取りまとめました。

1. 撲滅運動期間中の取組の有無について

撲滅運動期間中の取組については228事業場（約85％）の事業場で何らかの取組を行って頂きました。



2. 撲滅運動期間中の取組の内容について（複数回答可）

取組事項別では、複数の事項に取り組んで頂いた事業場が107社ありましたが、事項別には次の円グラフのとおりとなりました。

西部支部だより

「鳥取西部地区緊急労働災害撲滅運動」実施結果について

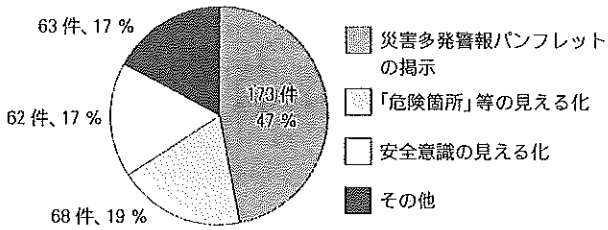
米子労働基準監督署管内における労働災害多発状況を受け、平成26年5月30日、鳥取西部地区緊急労働災害防止対策会議を開催し、同日から平成26年7月7日までの緊急労働災害撲滅運動（以下「撲滅運動」とする）実施期間として様々な取組を実施しました。

この期間中、米子労働基準監督署では通常の個別指導・監督指導に加え、労働災害多発警報パンフレットを用意して配布したほか、各災害防止団体にご協力を頂き安全パトロール・安全講習会等を例年以上に積極的に展開しました。

鳥取県労働基準協会西部支部をはじめその他災害防止団体の皆様には、今回の取組にご理解を頂き積極的にご協力を頂きましたことに、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

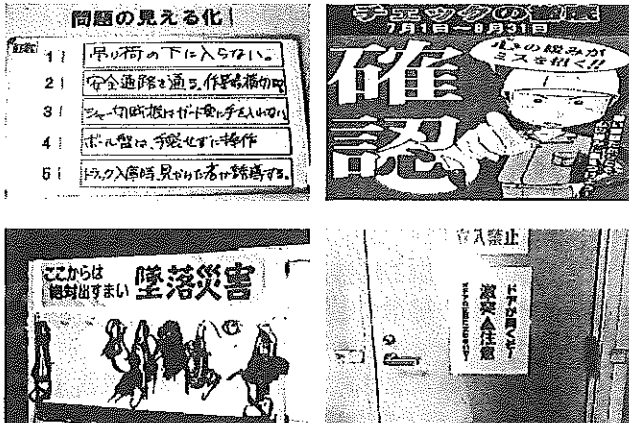
さて、今回、各災害防止団体を通し各事業場に特に重点的に取組んでいただくよう依頼した事項に安全の「見える化」活動があります。この安全の「見える化」とは文字通り事業場内に潜む危険箇所・危険作業を可視化（見

撲滅運動期間中の取組内容(複数回答可)



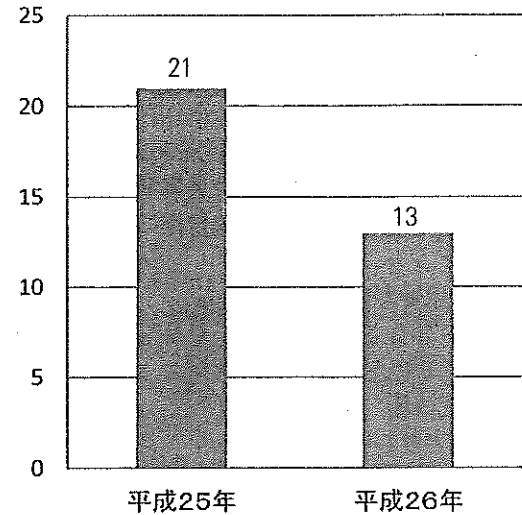
3. 「見える化」事例

多数の事業場から好事例を頂きましたが、その一部を紹介いたします。



これらの積極的な取組により、撲滅運動期間中の労働災害(休業4日以上)発生件数は13件となり、昨年同期間の21件に比べ△8件(減少率約38%)と大幅に減少しました。改めて皆様の取組に感謝するとともに、今後の災害多发期である年末に向け引き続き積極的な取組をよろしくお願ひします。

撲滅運動期間中の労働災害発生件数(休業4日以上)



中部支部だより

中部地区の労働災害が増加しています

中部地区の、平成26年7月末現在の休業4日以上の死傷者数は47人であり、前年の同時期に比べ、24%も増加しています。これは、過去5年間の同時期で2番目が多い人数です。

製造業の死傷者数は15人で前年同期比6人(66.7%)の増加、特に、食品製造業で9人と、製造業の60%を占めています。事故の型別では、切れ・こすれ災害が5人、挟まれ・巻き込まれ災害が3人、墜落・転落災害が2人となっています。

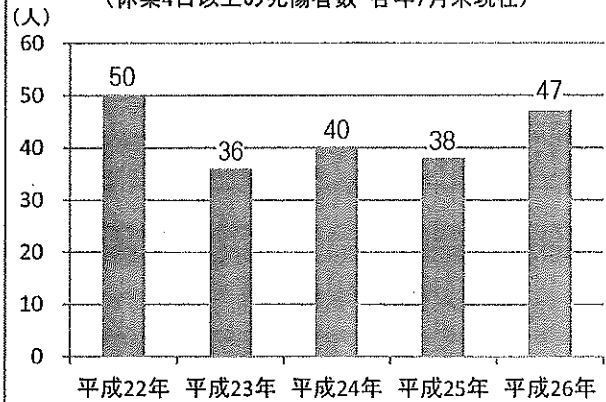
建設業の死傷者数は6人で前年同期比2人(50%)の増加となっています。このうち4人(67%)が墜落・転落災害であり、建築中建物の床、はしごなどからの墜落災害が発生しています。

運輸交通業の死傷者数は5人で前年同期比1人(25%)の増加となっており、5人すべてが墜落・転落災害です。

保健衛生業の死傷者数は9人で前年同期比7人(350%)の大幅増加となっています。転倒災害が4人、負傷による腰痛など、動作の反動・無理な動作が2人、墜落・転落災害が2人となっています。

会員事業場におかれましては、効果的な安全管理活動の実施、作業に応じた安全対策の検討とその確実な実施などにより、ゼロ災害を達成していただきますようお願いいたします。

労働災害発生状況(休業4日以上の死傷者数・各年7月末現在)



講習会等のご案内

中部支部では、下記のとおり講習会・特別教育を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ①衛生管理研修会 9月25日(木)
- ②安全管理者選任時研修
10月16日(木)・17日(金)の2日間
- ③KYT(危険予知訓練)研修 11月14日(金)
- ④特定粉じん特別教育 11月21日(金)
- ⑤研削と石取替え等特別教育 12月12日(金)

【受付・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
電話:0858-22-9054